



第61回 相続時精算課税制度について



父母や祖父母などから子や孫が贈与を受けた場合に2,500万円まで贈与税が課税されない相続時精算課税の制度が改正されたようですが、詳しく教えてください。



今回は、贈与税の相続時精算課税制度の改正についてのご質問ですね。

贈与税の課税制度には暦年課税制度（以下「暦年課税」といいます。）と相続時精算課税制度（以下「精算課税」といいます。）があり、精算課税については、今年の5月号でもご紹介しましたが、はじめに現行の課税制度について、その後に精算課税の改正内容をご説明します。

■贈与税の課税制度（現行）

1. 暦年課税

暦年課税とは、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額110万円を差し引き、その残りの価額に税率を乗じて贈与税額を計算する制度です。

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）

大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）

2. 精算課税

精算課税は、贈与税・相続税を通じて課税が行われる制度です（図1①参照）。

(1)適用要件

①贈与者は、贈与をした年の1月1日において60歳以上であること

※住宅取得資金の贈与の場合には特例があります。

②受贈者は、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上で、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人※又は孫であること

※民法に定める第1順位の相続人です。

(2)手続き

①精算課税を選択した年（1年目）

父母や祖父母からの贈与について精算課税の適用を受けたい場合には、翌年2月1日から3月15日の間に、贈与税の申告書に「相続時精算課税選択届

図1 精算課税の改正前・後

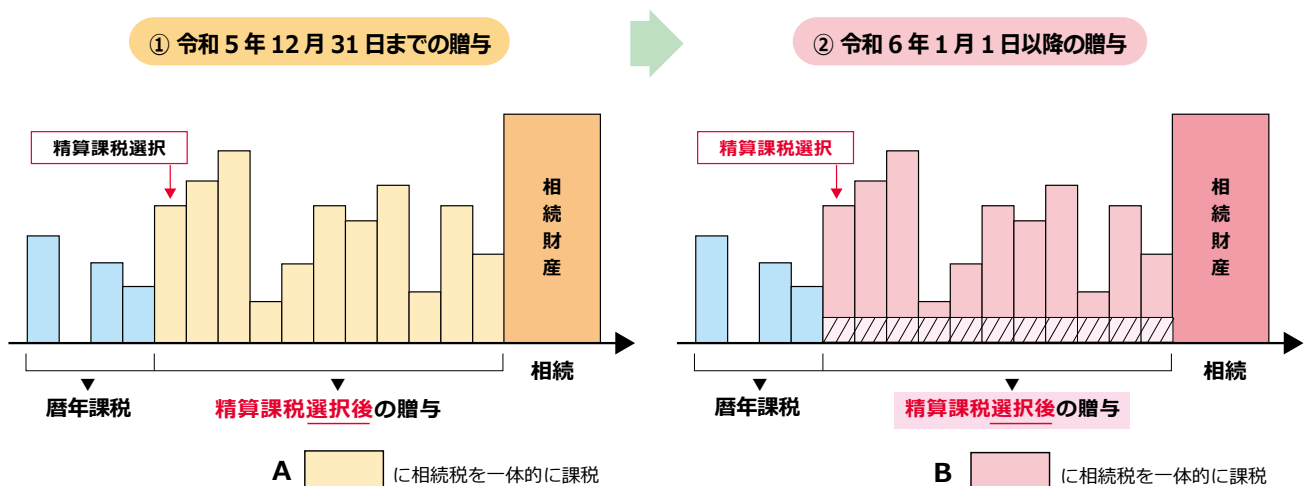
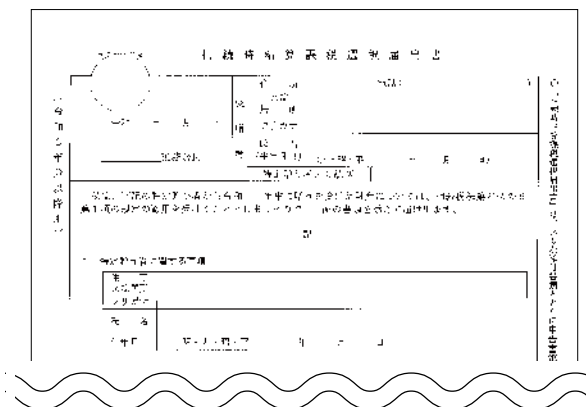


図2 相続時精算課税選択届出書



出書（図2）」と受贈者の戸籍謄本等の一定の書類を添付して、受贈者の住所地を所轄する税務署に提出する必要があります。

この場合、例えば、父からの贈与については精算課税、母からの贈与については暦年課税というように、贈与者ごとに課税制度を選択することができます。

精算課税を選択した年の翌年以降は、精算課税を選択した贈与者（以下「特定贈与者」といいます。）からの贈与について、暦年課税を適用することはできません。

精算課税には特定贈与者ごとに2,500万円の特別控除がありますので、贈与を受けた財産の価額が2,500万円までは贈与税が課税されず、2,500万円を超えた場合でも超えた価額に一律20%の贈与税が課税されます。

なお、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が2,500万円未満の場合の特別控除額の残額は、翌年に繰り越されます。

②翌年以降

その年に特定贈与者から贈与を受けた財産の価額から繰り越された特別控除額を控除し、その残額に対し一律20%の贈与税が課税されます。残額が無く贈与税額が算出されない場合でも申告書の提出が必要です。

なお、特別控除額の残高が「0」になるまでは、その残高を翌年以降に繰り越します。

また、受贈財産の額は特定贈与者ごとに特定贈与者が死亡するまで累積されます。

(3)特定贈与者が亡くなった場合

特定贈与者が亡くなった場合には、その者に係る相続税の課税価格に精算課税の適用を受けた受贈財産額の累積額（贈与時の価額、図1①Aの部分）を加算して相続税額を計算します。

この場合に、既に支払った精算課税に係る贈与税相当額を、算出した相続税額から控除し、控除しきれない金額は相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

■精算課税の改正点

1. 基礎控除の創設

精算課税にも暦年課税の基礎控除とは別に、毎年110万円の基礎控除（図1②斜線部分）ができました。

令和6年1月1日以降に特定贈与者から贈与を受けた場合は、受贈額から精算課税の基礎控除110万円を控除し、更に繰り越された特別控除額を控除して贈与税額を計算します。

相続税の課税価格に加算される特定贈与者から贈与を受けた財産の累積額には、110万円控除後の額（図1②Bの部分）が加算されます。

したがって、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が1年間に110万円以下の場合には、贈与税の申告は不要ですし、相続税の課税価格に加算される額もありません。

2. 土地・建物の価額の特例の創設

特定贈与者から精算課税を適用して贈与を受けた土地・建物について、贈与の日からその特定贈与者に係る相続税の申告期限までの間に、令和6年1月1日以後の災害によって、一定の被害を受けた場合には、相続税の課税価格に加算する土地・建物の価額は、贈与時の価額からその災害による被災額を控除した残額とすることができます。

なお、被害を受けた土地・建物について災害減免法による贈与税の軽減等の適用を受ける場合にはこの特定の適用はできません。



さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。